
避難所運営マニュアル

新型コロナウイルス等の感染症対策編

～事前準備から避難所運営まで～

《 6月1日暫定版 》

令和2年6月
新潟市

<目 次>

第1章 平時からの事前準備

- 1 十分な避難スペースの検討・確保 P 1
- 2 症状がある人を収容する別室等の検討・確保 P 1
- 3 感染症対策を踏まえたレイアウトの検証 P 2
- 4 施設内にある既存の物資・備品の把握 P 2
- 5 発災時の物品持参等の呼び掛け P 3
- 6 避難所内に貼り出す掲示物の準備 P 3

第2章 初動時における感染症対策

- 1 避難所内への掲示物の貼り出し P 4
- 2 石鹸・消毒液等の設置状況の確認 P 4
- 3 避難者の受入れ
 - (1) 全員マスク着用（運営者） P 4
 - (2) 施設入場時における避難者への呼び掛け P 4
 - (3) 発熱・咳が続く等の症状がある人の誘導 P 5
 - (4) 定期的な注意喚起 P 5
 - (5) こまめな換気 P 5
 - (6) 早期からの普通教室等の開放 P 5
 - (7) 避難所が混んできた場合の区本部への報告、対応 P 6
 - (8) 特に配慮を要する人の有無の確認、区本部への報告 P 6
 - (9) 早期における避難者名簿の作成 P 6

第3章 避難生活における感染症対策

- 1 施設内の衛生管理
 - (1) 運営者の健康確認・マスク着用 P 7
 - (2) 避難者へマスク着用・咳エチケットの徹底の呼び掛け P 7
 - (3) 手指衛生の徹底の呼び掛け P 7
 - (4) 食器・洗面用具等の共用回避の呼び掛け P 8
 - (5) 避難所内における清掃・消毒の徹底 P 8
- 2 感染が疑われる避難者の早期発見
 - (1) 避難者の体調把握 P 10
 - (2) 感染が疑われる避難者への適切な対応 P 10
- 3 その他
 - (1) 症状がある人、濃厚接触者への差別防止 P 10
 - (2) 相談先 P 10
 - (3) 参考となる資料等 P 11

<添付資料>

- 資料① 発熱・咳等のある者や濃厚接触者専用室のレイアウト（例）
- 資料② 入場時に全員に読んでいただきたい注意書き
- 資料③ 申し出ていただく症状（避難者の皆様へ重要なお知らせ）
- 資料④ できていますか？衛生的な手洗い
- 資料⑤ 咳エチケットで感染症予防
- 資料⑥ 皆様へのお願い ～感染症予防のために～

第1章 平時からの事前準備

新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない状況下において、災害が発生し避難所を開設する場合には、感染症防止対策に万全を期することが重要です。

発災時には、避難所指名（担当）職員・施設管理者・地域の協力のもと、今できる対策を徹底して行うこととし、避難所開設時における感染症の予防徹底に努めるようお願いします。（本内容は暫定版です）

1 十分な避難スペースの検討・確保

役割：
施設管理者

避難所が過密状態になることを防ぐため、これまでの現地検討会で地域・施設・市職員の3者で話し合い、避難所部屋割図面で定めた避難スペース以外の場所（学校の普通教室等）についても、可能な限り、避難者を収容する場所に充てて、十分なスペースを検討・確保してください。

避難生活での居住区では、個人（または家族）ごとに2メートル程度の距離を確保するよう検討してください。

施設	避難所部屋割図面で「避難者向け」と定めた一般の居住スペース、居住区域	体育館、集会室 等
	避難所部屋割図面では、避難者向けの開放を予定していなかったが使用可能なスペース	普通教室 使用可能な特別教室 等
	避難者用に開放することが出来ないスペース	教務室、事務室、調理室 等

2 症状がある人を収容する別室等の検討・確保

役割：
施設管理者

発熱・咳が続く等の症状がある方を収容する避難スペース（症状がない方と接触しない別室等）を確保しておきます。検討・確保にあたっては、症状がある方とない方で、可能な限り、動線・トイレ等を分けてください。

資料① 発熱・咳等のある者や濃厚接触者専用室のレイアウト（例）

（令和2年5月21日内閣府資料）

3 感染症対策を踏まえたレイアウトの検証

役割：
施設管理者

避難情報発令中の一時的滞在だけでなく、大規模災害で自宅に戻れずに避難生活が始まることも想定し、居住区分を意識して、避難所レイアウトの検証をしておきましょう。

体育館内の滞在スペースを、高齢者・基礎疾患を有する人、障がい者、妊産婦等のエリアに分けて運用する場合、養生テープ等で区画を表示することも検討してください。

<居住区分の考え方（一例）>

（濃厚接触者の定義はP11を参照）

避難者の状態	判定	対応
A) 感染者、濃厚接触者 B) 症状がある人 「掲示物（資料③）」より 申告があった人	自己申告、目視 と声かけで判 定	あらかじめ決めた別室等にA→Bの優先順位で案内。可能な限り動線・トイレ等を分ける。
C) 要配慮者		要配慮者用スペースに案内。福祉避難所への移動も視野に入れる。
D) 症状のない一般の人	掲示物（資料③）を読んだが申告がない人	一般の避難スペースに案内する。体調変化がある人はBの対応へ。

体育館や学校内に、既存のパーテーションや卓球の防球フェンス（仕切り）等があれば、活用させてもらってください。

別室が確保できない場合は、一般の避難スペース内、または廊下等の一角を専用スペースとして、パーテーションなどで区切り運用してください。

廊下等の一角を使用する場合は、毛布を敷くなど、状況に応じて対応してください。

4 施設内にある既存の物品・備品の把握

役割：
施設管理者

消毒液や体温計、避難者用マスク等については、今の時点で、避難所への配備をしていないため、発災当初は施設内にある既存の消毒液・石鹸等を活用してもらうこととなります。施設内の既存の物品・備品で、災害時の感染症対策に役立つものがないか、確認してください。また、自治会・町内会、自主防災組織等において物品等を保有している場合は、避難所に向かう際に持参するようにしましょう。

<避難所運営セット内の物品（感染症対策に使えるもの）>

アルコール除菌スプレーまたは塩素系漂白剤	1個
ペーパータオル	200枚
ゴミ袋	30ℓ×20枚、45ℓ×10枚
マスク	100枚
使い捨て手袋	25人分（50枚）
布ガムテープ	1個

（この他、区によって追加している場合あり）

<施設内にあれば役に立つ物品・備品>

マスク、石鹸、アルコール消毒液、バケツ、雑巾、塩素系漂白剤、ウェットティッシュ、ペーパータオル、トイレットペーパー、体温計、パーテーション、ビニール袋、ゴム手袋、使い捨て手袋、メガホン・拡声器、使い捨て食器、養生テープ 等

5 発災時の物品持参等の呼び掛け

役割：地域

避難する際は、マスクや消毒液、ウェットティッシュ、体温計等の物品を可能な限り持参しましょう。地域でも平時から、防災訓練や町内での会合などの場で、住民の方に呼び掛けを行ってください。

また、避難所内の密集を避けるため、上記と併せて、安全な知人・親戚宅など、複数の避難先確保の検討についても、住民の方に呼び掛けをお願いします。

新潟市ホームページ

(「新潟市 新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害時の避難について」で検索)

6 避難所内に貼り出す掲示物の準備

役割：
避難所指名(担当)職員
施設管理者

避難者に対し注意喚起等を行うための掲示物について、各避難所施設での掲示に必要な枚数をあらかじめA3サイズ以上で多めに印刷しておき、避難する際の持ち出し品と一緒に保管し、いざという時に持参してください。避難所運営ボックス内に格納できる場合は格納してください。

<用意しておくべき掲示物>

避難者 受け入れ時	資料② 入場時に全員に読んでいただきたい注意書き 資料③ 申し出ていただく症状(避難者の皆様へ重要なお知らせ) (資料②と③は並べて掲示)
避難生活時	資料④ できていますか?衛生的な手洗い 資料⑤ 咳エチケットで感染症予防 資料⑥ 皆様へのお願い ~感染症予防のために~ (厚労省HPより)

(避難所の大きさにもよりますが、目安として、避難所指名(担当)職員は1人あたり、②~⑥の資料をそれぞれ5枚以上印刷・持参してください)

<掲示すべき場所>

- ア) 施設への避難者入口(特に資料②と③は初動時に提示)
- イ) 多くの人の目に入る場所(各部屋の入口、掲示板)
- ウ) 感染リスクの高い場所(トイレ、手洗い場、おむつを交換する場所)

第2章 初動時における感染症対策

初動時の対応については、避難所指名（担当）職員・施設管理者・地域が連携して対応してください。一度に多くの方が避難所を訪れた場合、混乱の発生が予想されるので、日頃から、初動時の役割分担等について、関係者でよく話し合っておいてください。

1 避難所内への掲示物の貼り出し

役割： 避難所指名（担当）職員を中心に3者連携して実施

あらかじめ用意しておいた避難所掲示物（資料②と③は並べて掲示）

資料② 避難者全員に入場時に読んでいただく注意書き

資料③ 申し出ていただく症状（避難者の皆様へ重要なお知らせ）

を、初動の可能な限り早い段階で、避難所の入場口・避難スペースなどに掲示してください。掲示物を読む人が密集しないよう、間隔を空けて複数枚を掲示してください。

2 石鹸・消毒液等の設置状況の確認

役割： 施設管理者を中心に3者連携して実施

発災直後は、施設内にある既存の消毒液・石鹸等を活用させてもらうことになります。避難者が使用する水飲み場やトイレに、消毒液・石鹸等があるか確認してください。ない場合、施設管理者は、他フロア等に使えるものがあれば、避難スペース近くの水飲み場やトイレに移動して設置してください。

3 避難者の受入れ

(1) 全員マスク着用（運営者）

役割： 避難所指名（担当）職員を中心に3者連携して実施

避難所運営に関わる人は、必ず全員マスクを着用してください。また、避難者とは可能な限り、2メートル程度の距離を保ちながら対応してください。

(2) 施設入場時における避難者への呼び掛け

役割： 避難所指名（担当）職員を中心に3者連携して実施

避難者が避難所に入場する際、以下の3点について、可能な限り、全ての避難者に口頭で呼び掛けてください。施設内に既存のメガホン・拡声器がある場合は活用してください。

- ア) 症状がある方は市の避難所担当職員に申し出ること
- イ) 避難所内では、お互い離れて密集を避けること
- ウ) 避難所内に貼り出した注意書きをよく読んでおくこと

マスクを着用しないで避難してきた咳等の症状がある避難者や、配慮を要する避難者(高齢者・妊産婦等)には、残数に余裕がある場合(各避難所100枚配置済み)、マスクを1枚ずつ配布し、着用してもらってください。マスク配布が難しい場合は、ハンカチ・タオルがある人は代わりに使うよう呼び掛けてください。

(3) 発熱・咳が続く等の症状がある人の誘導

役割：避難所指名(担当)職員
員を中心に3者連携して実施

避難者から申し出があった場合は、あらかじめ決めておいた症状がある方向けの部屋に誘導します。誘導時は誘導対象者と可能な限り、2メートル程度の距離を保ちながら誘導してください。

(4) 定期的な注意喚起

役割：避難所指名(担当)職員・
地域を中心に3者連携して実施

入場し終えて避難スペースに滞在している避難者に対しても、(2)記載の3点については定期的に呼び掛けてください。

体育館などで就寝する場合は、避難者同士で(避難者が多数いる場合は家族単位で)可能な限り、2メートル程度(最低でも1メートル)離れて、寝る向きを互い違いにするよう呼び掛けてください。

(5) こまめな換気

役割：避難所指名(担当)職員・施
設管理者を中心に3者連携して実施

開放できる窓・扉は開けて、施設内に既存の扇風機やサーキュレーターがあれば活用して換気を行ってください。なるべく2方向の窓を開放(窓が1方向にしかない場合は、ドアも開ける等)して、空気が流れるように開け方を工夫してください。

悪天候や虫対策などで、窓・扉を開放したままにできない場合でも、定期的(1時間に10分程度)に開け閉めして、こまめな換気を行ってください。定期的に開け閉めする場合、避難者同士で協力し合って行うよう、呼び掛けてください。

扇風機やサーキュレーターを使用する際は、窓の方に向けてください。

(6) 早期からの普通教室等の開放

役割：施設管理者を中心
に3者連携して実施

避難者の状況に応じ、あらかじめ決めている避難場所以外のスペース(学校の普通教室等)についても、支障がない場合は早めに開放して、避難者同士が十分なスペースを確保できるようにしてください。

(7) 避難所が混んできた場合の区本部への報告、対応

役割：避難所指名
(担当)職員

避難者が多くなり、普通教室や集会室等を開放しても、なお、避難者同士の距離が十分確保できなくなる恐れが出た場合は、速やかに区本部に状況報告し、区本部と連絡を取り合いながら対応してください。

近隣の避難所等での受け入れ等が決まった場合、訪れる避難者に対して、代替の受け入れ先となる避難所の位置等について、アナウンスを行ってください。このための準備として、近隣の避難所や公共施設の位置を事前に確認しておき、発災時にハザードマップを持参するか、または事前に避難所運営ボックス内に格納しておいてください。

(8) 特に配慮を要する人の有無の確認、区本部への報告

役割：避難所指名
(担当)職員

避難者が多くなり、避難者同士が、余裕をもって2メートル以上の距離を確保することが難しくなってきた時点で

- ①一定の配慮が必要な高齢者
(体調が優れない、体力がない、自力歩行が困難 等)
- ②基礎疾患を有する人
(透析を受けている人、糖尿病や心不全または呼吸器疾患がある人、
免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている人 等)
- ③妊産婦
- ④障がい者

がいがないか避難者に呼びかけて、該当する場合は申し出るよう伝えてください。

また、避難所指名(担当)職員の目視で、⑤その他、感染防止のため配慮が必要と思われる人がいる場合、個別に確認の声掛けをしてください。

①～⑤に該当する人がいた場合は、区本部に報告してください。(状況に応じて、他の避難所等に移っていただく場合があります)

(9) 早期における避難者名簿の作成

役割：避難所指名(担当)職員・
地域を中心に3者連携して実施

長時間の避難所滞在となる場合は、追跡調査に備えて、避難者受け入れがひとまず落ち着いた時点で、できる限り早めに、自主防災組織や自治会・町内会等の役員等の協力を得て、避難者へ避難者カードを配布し、記入してもらいましょう。

第3章 避難生活における感染症対策

避難生活については、地域・避難者が主体となり、お互いに助け合いながら、避難者同士で決めた生活ルールのもと、避難所で生活を送ることになります。

平時から、生活の場における感染症対策を含めて、避難所での生活ルールや役割分担等を地域内で決めておくことが望ましく、そのためにも平時からの避難所運営委員会の立ち上げを検討してください。

1 施設内の衛生管理

役割：第3章は、特に記載がないものは地域（避難者）が中心となり実施

避難者に対し注意喚起の掲示物の貼り出し、定期的な口頭での呼び掛けなどを通じて、避難所内の衛生管理を徹底しましょう。

避難所の生活スペース内には外履きを脱いで入場するようにしましょう。（トイレ等でウイルスが付着した履き物を介して感染が広がる恐れがあるため）

（1）運営者の健康確認・マスク着用

避難所運営に関わる人は、毎日の健康確認（体温測定、咳の有無等）を行ってください。また避難所運営にあたり、全員マスクを着用してください。

（2）避難者へマスク着用・咳エチケットの徹底の呼び掛け

避難者に対して、こまめな手洗い・アルコール消毒を徹底するよう、呼び掛けましょう。マスクは一度付けたら首から上（特に目・鼻・口）を触らないように気をつけましょう。また、マスクを一時的に外した時には、共用テーブルの上などに置かず、可能であれば、きれいな袋に入れておくなどしましょう。

（3）手指衛生の徹底の呼び掛け

避難者に対して、こまめな手洗い・アルコール消毒を徹底するよう、呼び掛けましょう。手洗い後に手を拭く時、他の人とタオルやハンカチを共有しないようにしましょう。手を拭くものがない時は、自然乾燥させましょう。

<手洗い・アルコール消毒のタイミング>

- ア) マスク着脱の前後
- イ) 傷口に触れる前後
- ウ) 嘔吐物・便など、体から出てきたものを片付けた後
- エ) 鼻汁に直接触れた、または汚れの付いたティッシュに触れた後
- オ) 食事準備の前
- カ) 飲食の前
- キ) 顔や口に触れる前後
- ク) トイレの前後
- ケ) 清掃の前後
- コ) 汚れた衣類や寝具に触れた後
- サ) ドアノブ、机、スイッチ、テーブル、いす、パソコン、タブレット等の共用部分に触れる前後
- シ) おむつを替える前後、子どものおしりを拭く前後
- ス) 病人の世話の前後、怪我人の手当ての前後
- セ) ごみを取り扱った後
- ソ) 使い捨て手袋を脱いだ後

<断水時に、アルコール消毒液等が施設内がない場合>

手に付いたウイルスを少しでも減らすために、ペットボトルの水で洗い流すか、ウェットティッシュがあれば使って拭きましょう。おにぎりやパンを食べる時は、中身に直接触れずに、包装袋だけを持ちながら食べるようにしましょう。

断水時に、手洗いにバケツなどにくみ置きした水を使う場合でも、直接バケツの中の水で手を洗わないようにしましょう。

(3) 食器・洗面用具等の共用回避の呼び掛け

同じ皿からおかずを食べる、コップの回し飲み、箸等の使いまわし、髭剃り・歯ブラシ・タオルなどの使いまわし、個人の携帯電話等の貸し借りは避けましょう。

(4) 避難所内における清掃・消毒の徹底

除菌スプレーや塩素系漂白剤の希釈液に浸したペーパータオル等を使って拭き清掃を行いましょう。拭き清掃は、汚れの少ないところから多いところへ、一方向に拭き、ウイルスを広げないようにしましょう。

<念入りに清掃すべき箇所>

- ア) 洗面所の蛇口・洗面台
- イ) トイレのフタ、レバー、便座、手すり、スイッチ類、ペーパーホルダー
- ウ) ドアノブ、スイッチ、テーブル、椅子、リモコン、エレベーターのボタン 等

<清掃の頻度の目安>

居住スペース	1日1回
トイレ	できるだけ頻繁に
炊事場、おむつ交換スペース	基本的に使用の度に
人々がよく触る場所	定期的に（不特定多数の人が触る場所は1時間に1回程度）
ゴミ	毎日回収。必要に応じてゴミ箱を消毒

塩素系漂白剤とは
一般にハイターやキッチンブリーチなどの名称で呼ばれ、ウイルスや細菌等の消毒効果があります。用途に応じて必ず水で薄めて（希釈）して使います。誤った使用により有毒ガスが発生する恐れもあり、製品の取り扱い説明をよく読み、注意して扱う必要があります。手指の消毒には絶対に使用しないでください。

<除菌スプレーや塩素系漂白剤がない場合>

台所用洗剤で溶液を作り、消毒用を使用することができます。

- ①500mlの水に台所用洗剤を（小さじ1杯 5g）を軽く混ぜ合わせ、溶液を作る。
- ②キッチンペーパー等に①の溶液をしみこませ、一方向にしっかり拭き取る。
- ③拭いて5分程度たったら、キッチンペーパー等で必ず水拭きして拭き取る。
- ④キッチンペーパー等で乾拭きする。

作り置きした溶液は効果がなくなるので、その都度使い切りましょう。

塗装面、木、壁等に使うとシミになる恐れがありますので注意しましょう。

<塩素系漂白剤の誤飲の防止>

塩素系漂白剤を取り扱う際は、塩素ガスの発生に注意して換気しながら使いましょう。また、ペットボトルに移した場合は、消毒液と一目でわかるようラベルを貼る、マジックで大きく書く、子どもの手の届かないところに置くなど、誤飲されないように注意しましょう。

<トイレの清掃>

トイレは、できるだけ頻繁に清掃してください。水を流すときはふたを閉めてしぶきを浴びないようにしましょう。トイレに下痢などの跡が見られた場合は、速やかに清掃すると共に、この場合感染の可能性もあるため、当該者が特定できるよう、注意しながら見守りましょう。

<ゴミの取り扱い>

ゴミは毎日回収し、必要に応じてゴミ箱を消毒しましょう。ゴミ箱は必ず袋をかぶせて使用し、袋から溢れないようにしましょう。

ティッシュや清掃後のペーパータオルなどウイルスがたくさん付いている可能性が高い

ものや、生ごみなどは、小さいビニール袋に入れてきちんと口を縛った上で、ごみ箱に入れましょう。頻繁に鼻をかむ人は自分専用の小さいゴミ袋を持ってもらいましょう。

2 感染が疑われる避難者の早期発見

役割：地域と避難所指名（担当）職員を中心に者連携して実施

（1）避難者の体調把握

避難者の体調変化を可能な限り毎日把握します。高齢者や基礎疾患がある人は重症化するリスクが高いため、特に注意が必要です。また、避難所敷地内で車中泊、テント泊している避難者がいる場合は、その方の健康状態についても、可能な限り確認してください。

<感染症（全般）の兆候・症状>

発熱、咳、嘔吐、下痢、発疹、炎症、治らない傷（開放創） 等

（2）感染が疑われる避難者への適切な対応

感染が疑われる避難者が出た場合、居住区分のB）「症状がある人」（P2を参照）として扱い、可能な限り動線・トイレ等を分けて対応してください。

3 その他

（1）症状がある人、濃厚接触者への差別防止

新型コロナウイルス感染症への不安や慣れない避難所生活で、避難者は強いストレスを受けている可能性があります。不安や恐れから、特定の人や地域、職業などへの偏見、嫌悪、差別などが発生しないよう、避難者同士の様子に目を配りましょう。

（2）相談先

感染の症状がある人には、帰国者・接触者相談センターに相談するよう伝えてください。

<相談の目安となる症状>

<一般の人>

○強いだるさ ○息苦しさ ○高熱等 などの強い症状（1つでも）

<ご高齢の人、透析を受けている人、糖尿病や心不全または呼吸器疾患がある人、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている人、妊婦の人>

○発熱や咳など風邪のような比較的、軽い症状（1つでも）

<帰国者・接触者相談センター連絡先>

TEL：025-212-8194 午前9時～午後5時
FAX：025-246-5672（聴覚に障がいのある人向け）

<夜間の緊急連絡>

上記と同じ電話番号ですが、緊急の場合のみの対応となります。警備員室につながります。電話番号をお伝えいただき、担当から折り返しご連絡します。

（3）参考となる資料等

本マニュアルは、以下の資料等を参考・出典元として作成したものです。地域で避難所運営のルールなどを話し合う際の参考としてください。

<引用、参考資料>

- ①「新型コロナウイルス避難生活お役立ちサポートブック」
（認定 NPO 法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク 避難生活改善に関する専門委員会）
- ② 厚生労働省ホームページ「災害時における避難所での感染症対策」

<その他の参考資料>

- ③「避難所における感染対策マニュアル」
（東北大学大学院 感染制御・検査診断学分野、臨床微生物解析治療学、感染症診療地域連携講座、東北感染制御ネットワーク）
- ④「避難所における感染対策マニュアル」
（平成 22 年厚生労働省科学研究費補助金「新型インフルエンザ等の感染制御に関する研究」研究班（主任研究者 切替照雄）作成）

<新型コロナウイルス感染症 濃厚接触者の定義>

「濃厚接触者」とは、「患者（確定例）」の感染可能期間※に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。

- 患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- 適切な感染防護無しに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者
- 患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- その他：手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）。

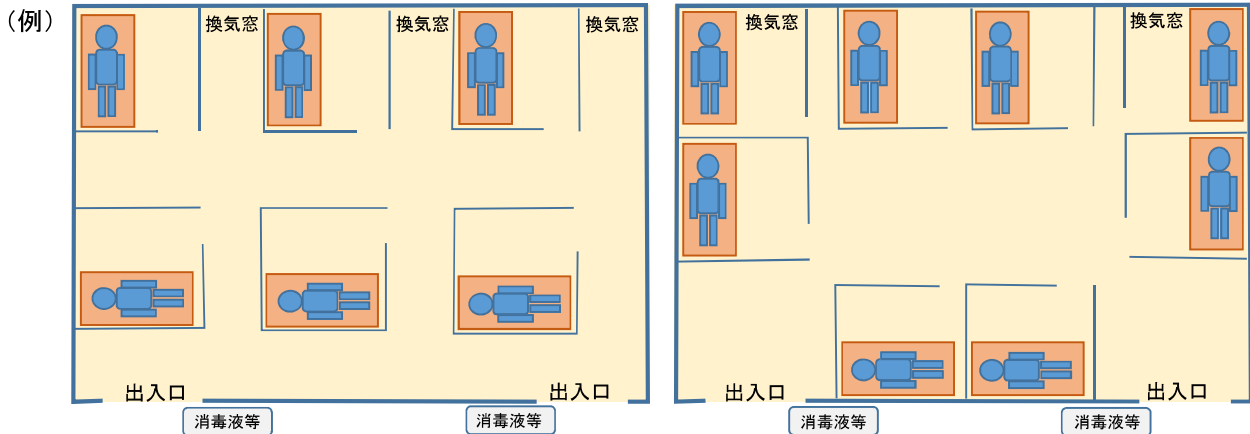
※「患者（確定例）」の感染可能期間とは、発熱及び咳・呼吸困難などの急性器症状を含めた新型コロナウイルス感染症を疑う症状（発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐など）を呈した2日前から隔離開始までの期間

（国立感染症研究所感染症疫学センターのホームページより）

発熱・咳等のある者や濃厚接触者専用室のレイアウト（例）

- 発熱・咳等のある者は、可能な限り個室にすることが望ましいが、難しい場合はそれぞれ専用のスペースを確保する。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をする。
 - 濃厚接触者は、可能な限り個室管理とする。難しい場合はそれぞれ専用のスペースを確保する。
- ※濃厚接触者は、発熱・咳等のある者より優先して個室管理とする。

※濃厚接触者の定義はマニュアルP11を参照



※飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーティションとし、プライバシーを確保する高さにするのが望ましい。また、換気を考慮しつつ、より高いものが望ましい。

- ・軽症者等は、予め災害時の対応・避難方法を決めておくことが望ましいが、避難所に一時的に滞在する場合がある。
- ・感染予防および医療・保健活動のしやすさの観点から、地域における感染拡大状況や、各避難所、活用するホテル・旅館等の状況を踏まえ、防災担当部局や保健福祉部局等の連携のもと、必要に応じて特定の避難者の専用の避難所を設定することも考えられる。
(例：高齢者・基礎疾患を有する者・障がい者・妊産婦用、発熱・咳等の症状のある者用、濃厚接触者用)

※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

<避難者の皆様へ>**新型コロナウイルス感染症対策にご協力ください。**

“自分が感染しない” “人にうつさない” ことが 感染拡大の防止につながります。

① 下記に該当する人は市職員に申し出てください。

- 発熱、咳等の症状がある人
- 感染の可能性のある人 など

※「避難者の皆様へ重要なお知らせ」をよく読んでください。

② 密集しないようにしましょう。

- お互いに一定程度の距離を保ちましょう。

③ こまめに手を洗いましょう。

- こまめに石鹸で手を洗い、洗っていない手で目・鼻・口などを触らないようにしてください。

④ 咳エチケットを心掛けましょう。マスクをお持ちの方は、マスク着用を

- マスクのない方は、咳やくしゃみをする時は、ハンカチなどで口を押さえましょう。
- 手で口を押さえながら咳やくしゃみをした時は、速やかに手を洗いましょう。

⑤ 換気をしましょう。

- 協力し合って定期的な換気をお願いします。

避難者の皆様へ重要なお知らせ

次の項目に該当する方はお申し出ください。

発熱、咳等の症状がある人

- 発熱がある人、数日以内にあった人
- 咳が続いている人
- 強いだるさ、息苦しさ等の症状がある人
- においや味を感じにくい人
- その他、感染したかもしれないと心配になる症状がある人

感染者又は感染の可能性のある人

- 感染が確認されて自宅隔離中の人
- 感染が確認されている人の濃厚接触者で健康観察中の人
- 過去14日以内に新型コロナウイルス感染患者との接触があった人
- 過去14日以内に新型コロナウイルス感染症の流行地域に行ったことがある人

できていますか？ 衛生的な手洗い



2度洗いが効果的です!
2~9までの手順をくり返し2度洗いで菌やウイルスを洗い流しましょう。

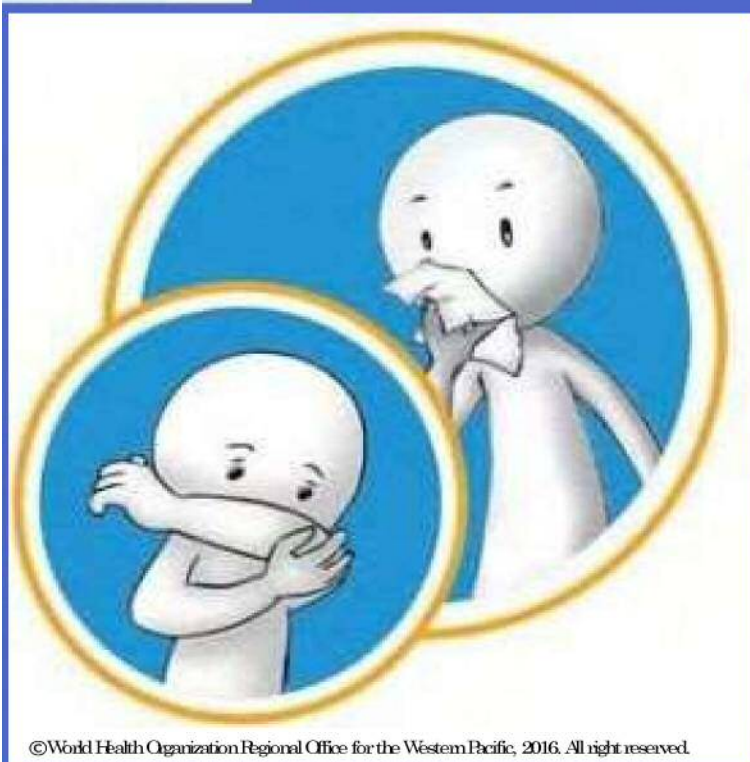
※アルコールは、ノロウイルスの不活化にはあまり効果がないといわれています。

咳エチケットで感染症予防

咳エチケットとは

咳やくしゃみが出たときに周りの人へ病気をうつさないためのマナーです。

マスクがない場合には？



①咳やくしゃみの際は
ティッシュで口と鼻を
おおいましょう。

②ティッシュ等がない
場合には、**二の腕**で
口と鼻をおおいましょう。

マスクがある場合には、
正しくマスクを着用しま
しょう。



画像出典：政府広報 (http://www.gov-online.go.jp/useful/article/200909/img/06_04.gif)

皆様へのお願い ～感染症予防のために～

トイレについて

- ◇ トイレはきれいに使いましょう。
- ◇ トイレを汚した場合には職員にお知らせください。
- ◇ 使用前後には**便座を拭きましょう**。

手洗いについて

- ◇ トイレのあとや食事の前には**手を洗いましょう**。
水が出ない場合には、
 - ・アルコール消毒剤を多めに手に取り、
手拭き用の紙で拭き取りましょう。

食べ物について

- ◇ 袋入りの食べ物は、手で食べ物に触れないように、袋を持って食べましょう。
- ◇ おにぎりを握る時は、使い捨て手袋の使用やラップに包んで作りましょう。



お願い 嘔吐・下痢・発熱などの症状のある方は
すぐに職員又は管理者等にお知らせください。

新潟市避難所運営マニュアル
新型コロナウイルス等の感染症対策編（6月1日暫定版）

発行年月：令和2年6月

発行 者：新潟市危機管理防災局 防災課

電 話：025-226-1143（直通）

電子メール：bosai@city.niigata.lg.jp